

柏崎市第三次食の地産地消推進計画パブリックコメント一覧表

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画への反映
1	<p>【表題】 計画の表題を第三次(R5～R7年度)食の地産地消推進計画 ～地産地消 世代と地域、未来をつなぐ～ にしたほうがよい。</p>	<p>1ページ第1章3に計画期間とその根拠を明示しておりますので、表題につきましては、これを省略します。 また、副題の「～ふるさと味わう地産地消～」の表記については、第一次計画策定時に、メッセージ性として優れていることから、第二次計画以降も活用しており、引き続き明記したいと考えております。</p>	無し
2	<p>【計画策定の趣旨について P1 第1章 1】 計画策定の趣旨に危機的なニュアンス(食料安全保障上のリスクの高まりや食料自給率の低さ、環境問題への対応等)が感じられない。市民の皆さまには、的確に目的を示すべきではないか。</p>	<p>1ページ第1章1計画策定の趣旨は、新潟県柏崎市食の地産地消推進条例の序章を基本とし、制定後の変遷を考慮したものです。御指摘のとおり、現在我が国では食料安全保障や環境問題などが大きな問題となっておりますが、これらを「社会情勢等を勘案した」との表記にて包含させていただきました。</p>	無し
3	<p>【計画の位置づけについて P1 第1章 2】 ここで「食料・農業・農村基本法」を上げるなら、「食料安全保障と食料の安定供給」つまり、国内の農業生産の増大を図ることが基本となっている。 ブランド化も重要かもしれないが、油が高騰していることから油の原料となる米づくりや、海外や県外に依存していて価格が上昇している食材等、消費者が必要としているもの、将来の子供たちにとって必要不可欠なものにターゲットを当てる必要があると思う。</p>	<p>1ページ第1章2計画の位置付けに掲げる「食料・農業・農村基本法」は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものです。(1)食料の安定供給の確保、(2)農業の有する多面的機能の発揮、(3)農業の持続的な発展と(4)その基盤としての農村の振興を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。これらのことから、ご指摘の内容は当該基本法に属するものと捉えております。なお、いわゆる「基本法」とは、国の制度・政策に関する理念、基本方針が示されているとともに、その方針に沿った措置を講ずべきことを定めている法律です。</p>	無し
4	<p>【基本理念について P2 第1章 4】 消費者は生産者任せのところがあるので、「子どもたちの将来の『食』」を考えることも盛り込み、消費者から「地元で作ってほしい」もの等、ニーズの把握が必要ではないか。</p>	<p>2ページ第1章4基本理念については、新潟県柏崎市食の地産地消推進条例第3条に該当します。</p>	無し
5	<p>【施策①消費者ニーズに即した農林水産物の生産について P4 第2章 1(2)ア】 消費者ニーズは何をもって検証されたのか。 その他のニーズはないのか。</p>	<p>4ページ第2章1(2)ア「施策①消費者ニーズに即した農林水産物の生産について」の検証は、第二次計画において、新潟県特別栽培農産物認証面積と柏崎地域園芸振興プランに位置付けた園芸重点八品目作付面積により評価することとされています。特に、新潟県特別栽培農産物認証制度は、慣行栽培と比較し、化学合成農薬と化学肥料を5割以上減らした農産物を認証するものであり、消費者が求める安全性が期待できます。</p>	無し
6	<p>【従事者の高齢化について P16 第3章 4(1)】 屋根の雪下ろしのように、耕作機械と共にオペレーターや応援者(シルバー人材等)の活用は難しいのか。</p>	<p>第3章では、本市が抱える農林水産物の現在の課題を示したものであり、これを解決する手段を例示するものではありません。</p>	無し

柏崎市第三次食の地産地消推進計画パブリックコメント一覧表

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画への反映
7	<p>【担い手不足について P16 第3章 4 (2)】 小学生以降は農業体験の機会がないので、体験施設があると思う。農業に関心がある人、始めようと思う人のアドバイスをする場としても活用してはどうか。</p>	<p>第3章では、本市が抱える農林水産業の現在の課題を示したものであり、これを解決する手段を例示するものではありません。 なお、20ページ第4章3(2)『基本方針2(全ての)「柏崎の食をいつくしみ」とは』にて、市民が生産現場を知る機会を増やし実際に体験することに努めるとの記載に加え、21ページ、ア計画及び指標においても「市民の農林水産業体験回数」を規定しています。</p>	無し
8	<p>【米に偏る生産、園芸農産品目の伸び悩みについて P16 第3章 4 (4)】 米以外の農産物の販売方法や規格が難しいのでは？ なぜ偏るのか、園芸農産品目が伸び悩んでいるのか深堀が必要と思う。</p>	<p>第3章では、本市が抱える農林水産業の現在の課題を示したものであり、これを解決する手段を例示するものではありません。 近年では収益性の高い園芸作物への転換が進められていますが、当市は従来米中心の農業を行ってきたことから、水田を活用した園芸に取り組む農家が多いのが特徴です。そのため、品種が限られること、また、一時的に園芸転換するなど、着実な園芸作物増加には至っていないと捉えています。そうした中で、農業出荷団体が中心となり「柏崎地域園芸振興プラン」を策定し、関係機関とも連携しながら園芸作物の増産を図っています。</p>	無し
9	<p>【現状からうかがえる課題について P16 第3章 4】 これらの課題を計画ではどこで改善を図っているのか。</p>	<p>17ページからの第4章第三次食の地産地消推進計画の基本方針とその計画で謳っています。</p>	無し
10	<p>【農林水産業の現状からみた計画立案について P17 第4章 1】 市内の消費者が、どの農産物をどれだけ消費しているか調査は行っているのか。その結果を踏まえ、農林水産業の現状と照合し、計画を策定しているのか。 市立小中学校給食だけでなく、高齢者福祉施設や事業所の食堂、スーパー等の民間事業者への働きかけはどのように行っているのか。 地場産品について分かりやすいシールを用意して貼るなど、わかりやすく選びやすい工夫が必要ではないか。</p>	<p>市内の消費者がどの農産物をどれだけ消費しているのかとの調査は、個々の農産物を販売店及び消費者ごとに調べなければならず物理的に困難です。そのため愛菜館での地場産品の販売額の推移から、地産地消の傾向をつかむことが合理的であり、これを指標化しております。 また、小中学校以外での地場産物供給割合調査については、ご指摘のとおり多様な施設で地場産物を使用していただくことが理想と考えております。一方で、それぞれの施設は、事業者として運営又は営業していることから、一定程度の利益を見込むことが必然であり、その上で地産地消に取り組んでいただくことが必要と考えております。</p>	無し
11	<p>【第三次計画の基本方針とその計画について P19 第4章 3】 人口減少が進む市内だけの消費だけでなく、外への発信、流通が必要ではないか。 越後の食文化を知り、発信→市内にとどまらず、市外・県外・海外へ。</p>	<p>21ページ第4章3(3)『基本方針3(さらに)「越後の文化を知る」とは』に記載のとおり、本市だけではなく、地域との概念を導入し、具体的にはJAえちご中越管内の自治体で生産される農林水産物を地域農産物として規定します。これらを互いに供給又は消費することは、本市特有の農林水産物の情報発信に資するとの考えによるものです。 なお、さらにマクロ的な視点で国産意識醸成を図ることで、国産農林水産物の優位性を知る動機づけを試みます。</p>	無し
12	<p>【その他】 計画書とは別に市民用のわかりやすい見開き位のダイジェスト版リーフレットを発行してほしい。</p>	<p>本計画書に直接掲載はしませんが、大変有意義なご意見であり、実現に向けて検討します。</p>	無し